別表八㈢の記載要領第１号中「第119条の３第13項（」を「第119条の３第16項（」に、「一単位」を「１単位」に改め、「（以下この号及び次号において「令和２年旧法」という。）」を削り、「令第119条の３第13項の規定により令和２年旧法」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第２条第２項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第１条の規定による改正前の法人税法施行令第119条の３第13項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があつた場合の１単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定により同法」に改め、同第二号を次のように改める。

２　「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額　⑬」の欄は、別表八(三)付表「25」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載すること。

別表八㈢の記載要領第三号及び第四号を削り、同第五号中「一単位」を「１単位」に改め、同号を同第三号とする。

別表八㈢の次に次の一表を加える。